

施設改善対策事業実施要領

昭和62年5月20日付62構改B第500号
最終改正—平成26年4月1日付け25農振第2300号

各 地 方 農 政 局 長
国 土 交 通 省 北 海 道 開 発 局 長
内 閣 府 沖 縄 総 合 事 務 局 長
各 都 道 府 県 知 事
全 国 土 地 改 良 事 業 団 体 連 合 会 長
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫 代 表 取 締 役 総 裁
沖 縄 振 興 開 発 金 融 公 庫 理 事 長

宛て

農林水産省構造改善局長

1 土地改良施設整備改善計画の都道府県知事の承認等

(1) 都道府県知事は土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和52年4月20日付け52構改B第600号構造改善局長通知。以下「要綱」という。）第11の(1)の土地改良施設整備改善計画（以下「整備改善計画」という。）の内容が、次の要件のすべてに該当する場合に承認するものとする

- ① 整備改善計画の内容が米政策改革基本要綱（平成15年7月4日付け15総食第1604号農林水産事務次官依命通知）第I部の第5に基づく地域水田農業ビジョン（以下「ビジョン」という。）に即したものであること。ただし、都道府県知事が当該地区の用排水の合理的かつ効率的な管理を実現させるためにこの事業を実施することが特に必要と認めた場合はこの限りではない。
- ② その地区において、経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7136号農林水産事務次官依命通知）IVの第1の2の(1)の②に定める米（主食用水稻）生産数量目標及び需要に応じた米生産の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）第2に定める主食用米の生産数量目標を超過しないことが見込まれること。
- ③ 整備改善計画に基づき、土地改良施設の整備改善を図ることにより、その地区における需要に応じて米と米以外の作物が生産される望ましい生産構造を実現するために必要な、施設の管理の適正化及び合理化が図られることが明らかであると認められること。
- ④ 整備改善計画について、関係市町村、農業協同組合等との調整が図られていること。

(2) 整備改善計画は、別紙様式1によるものとする。

2 施設改善対策事業の対象工事

施設改善対策事業として行う土地改良施設の工事とは、地区内の円滑なビジョンの実現に資するための次に掲げる小規模な施設の整備補修とする。

(1) 揚水機の変速機の設置

- (2) 用排水路の漏水防止等の整備補修
- (3) 水門、分水工等の整備
- (4) 排水路の浚渫、排水機場の整備補修
- (5) 部分的な用水路の暗渠化
- (6) 用水の有効利用に資する簡易な貯水施設の設置
- (7) 田畑輪換の円滑な実施に資するための簡易なかん水施設の設置
- (8) 地下かんがい施設の整備補修
- (9) その他特に必要と認められる用排水施設の整備補修

3 土地改良区等の拠出金

施設改善対策事業についての要領5の(1)の算式の適用については、「n＝期間(原則として5年とする。)」とあるのは、「n＝期間(3年とする。)」とする。

4 資金拠出約款の作成

施設改善対策事業を実施する場合には要綱第6の資金拠出約款は、別紙1及び2の例を参考として定めるものとする。

5 拠出金台帳の作成等

要綱第7で定める、要綱第1の土地改良施設維持管理適正化事業(以下「適正化事業」という。)に関する会計は、施設改善対策事業と他の適正化事業に区分して経理することとし、拠出金台帳についても同様とするものとする。

6 実施結果の報告

施設改善対策事業の実施結果の報告は、要領によるもののほか、別紙様式2により行うものとする。